ハヤヨミ！ 看護政策　No.４２３

都道府県看護協会長　様
本会職能委員　　様

日本看護協会　広報部
2024 年 3 月 22 日

生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

看護師養成2年課程（通信制）の入学要件の見直しについて議論

－医道審議会保健師助産師看護師分科会－

公開可

◎看護師養成２年課程（通信制）の入学要件の見直しについて議論
医道審議会保健師助産師看護師分科会

3 月 8 日に保助看分科会が開催され、看護師養成 2 年課程（通信制）の入学要件の就業経験年数を現在の「7 年以上」から「5 年以上」とすることについて議論された。事務局からは、就業経験「5 年以上 7 年未満」と「7 年以上 10 年未満」の准看護師で看護技術経験に有意差がみられなかった調査結果などが示された。「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」での入学資格の規定について「原則、病院・診療所の医療機関、訪問看護ステーションや介護保険施設等において、准看護師として 5 年以上看護業務に従事した」と改め、看護業務に携わった年数を計上することを明確化するとともに、様式を示し、5 年間の業務内容を含む就業経験年数を確認することが提案された。

委員として参加した高橋会長は、現在就業している准看護師の看護師資格取得を促進するという目的として了解すると述べるとともに、2 年課程（通信制）は、入学生の十分な就業経験を前提とした課程であり、就業経験年数の短縮にあたっては、5 年間の就業経験年数を厳格に担保することが不可欠であると指摘した。他の委員からも同様の意見が述べられた。また、事務局から看護師養成所 2 年課程（通信制）の教員の教育力向上に向け、2 年課程（通信制）の教員を対象とした研修教材を養成所に配布するとともに、関係するセミナーを開催する旨の計画が提示された。

高橋会長は、提案の対応とともに、看護教員のキャリア開発に関する継続した取り組みを都道府県と連携して実施すること、加えて、十分な教育体制の確保の視点から、看護教員の増員を図る場合の財政的な支援、実習施設の確保に関する都道府県や厚生労働省の支援の充実が必要であると指摘した。

改正案は、今後、厚生労働省がパブリックコメントに付し、その後、関係法令が改定される。施行時期は決定後に公表される。（執筆：田母神常任理事）

「ハヤヨミ！ 看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。

＜お問合せ先＞　日本看護協会　広報部
〒150-0001　東京都渋谷区神宮前 5-8-2　電話：03－5778－8547　　FAX：03-5778-8478
Ｅメール　koho@nurse.or.jp　　ホームページ　https://www.nurse.or.jp/